

介護職員等の処遇改善について

当法人では、介護職員等の処遇改善のために、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」を取得し、以下の取り組みを行っています。

やすらぎ福祉会介護職員処遇改善計画

介護職員の処遇改善として以下の賃金改善を行う

- ・常勤介護職員の定期昇給を実施
- ・勤続手当（経験給）として月 500 円アップ
- ・ユニットリーダーに対して 3,000 円支給
- ・交付金手当 1 常勤職員 11,000 円/月 支給
非常勤職員 時間給に 60 円加算
- ・交付金手当 2 夜勤 1 回につき 1,800 円加算

やすらぎ福祉会介護職員等特定処遇改善計画

- ・特養配置加算手当として、夜勤手当の 50%を毎月加算
- ・介護職手当として、経験・技能のある常勤介護職員に 15,000 円/月
// 非常勤職員は時間給に 90 円加算
- ※経験・技能のある常勤介護職員…介護福祉士、勤続年数 10 年以上
(自法人 5 年以上に加え、他法人の経験年数に 1/2 を乗じた年数)
- ・その他の介護職員、常勤介護職員に 3000 円/月
非常勤職員は時間給に 20 円加算
- ・非常勤介護職員で介護福祉士の場合は、時間給に 30 円加算

<キャリアパス要件について>

- ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。
- ④ 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施している。
- ⑤ 経験に応じて昇給する仕組み。

<職場環境等要件について>

- ① 働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援の実施。
- ② 職員の健康診断（年 1 回、夜勤者は腰痛検診を追加で実施）及び年 1 回のストレスチェック、メンタルヘルス相談窓口の周知。
- ③ 非正規職員から正規職員への転換。
- ④ 職員の増員による業務負担の軽減。

介護職員等ベースアップ等支援計画

2022 年 10 月より、介護職員の継続的な賃金改善のための手当として、以下の賃金改善を行う。

・処遇支援手当として、以下の額を支給する。

介護職員 常勤 7,500 円/月
非常勤 時間給に 45 円加算

《2023 年度賃金改善計画》

(1) 加算額を上回る賃金改善について（全体）

取得予定の加算の合計	
①2023 年度の加算の見込み額	75,254,772 円
②賃金改善の見込み額 (①の加算の見込み額を上回る)	85,217,801 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について（内訳）

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
①2023 年度の加算の見込み額	49,745,076 円	16,025,724 円	9,483,972 円
②賃金改善の見込み額 (①の各加算の見込み額を上回る)	58,603,622 円	17,035,718 円	9,578,461 円

※本計画に記載された金額は見込み額であり、提出後の運営状況（利用者数等）、人員配置状況（職員数等）その他の理由により変動があり得る。

以上